

別表第2（第10条関係）

届出対象行為		規模		
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが10メートル未満のもの又は延べ面積が200平方メートル未満のもの		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が100平方メートル未満のもの		
擁壁、垣、柵、門、塀その他これらに類するもの	新設、増築、改築又は移転	高さが2メートル未満のもの		
煙突		高さが10メートル未満のもの		
コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの				
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの				
高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）				
観覧車、コースターその他遊戯施設				
橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの			長さが10メートル未満のもの	
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの			高さが10メートル未満、又は築造面積が500平方メートル未満であるもの	
自動車車庫（立体駐車場）				
製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの				
石油、ガス、穀物、飼料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設その他これらに類するもの				
太陽光発電設備その他これらに類するもの				高さが3メートル未満、又は敷地面積が500平方メートル未満であるもの
風力発電設備				高さが10メートル未満のもの
上記以外の工作物	高さが10メートル未満のもの又は築造面積が500平方メートル未満のもの			
全ての工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積が500平方メートル未満であるもの			
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質変更の面積が500平方メートル未満のもの又はのりの高さが2メートル未満の切土若しくは盛土を伴うもの		
土地	開墾、形質変更			
土石、鉱物	採取、掘採			
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が500平方メートル未満のもの又は堆積の高さが2メートル未満		

		のもの（堆積の期間が継続して90日以下のものを除く）
木竹	伐採	区域の面積が500平方メートル未満のもの
備考		
<p>1 敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物の規模は、棟ごとに適用する。</p> <p>2 工作物の高さについては、建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。</p>		